平成２５年（フ）第３５号
神奈川県藤沢市長後1158番地の２　サンハイツ103
破産者　上田　准市
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
金沢市円光寺３丁目11番16号　トリヴァンベール高島202号、従前の住所石川県白山市鹿島平58―64、従前々の住所石川県加賀市分校町リ134番地１
破産者　西野　有香（旧姓ウィリアムズ）
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６１９号
静岡県浜松市南区安松町44番地の３
破産者　外山　徳二
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
千葉県木更津市高柳２丁目５番37号
破産者　山口　和明
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１５９号
千葉県君津市外箕輪１丁目21番11号　202
破産者　奥澤　　昇
１　決定年月日　平成25年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４０号
長野県上田市上丸子261番地13
破産者　宮下　幸敏
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２６３３号
北海道石狩市花川南２条４丁目52番地
破産者　竹村　広明
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
北海道根室市宝林町４丁目51番地
破産者　佐藤　美香
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第３８号
宮城県大崎市古川宮沢字新田町84番地１
破産者　中澤　　正
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
宮城県大崎市田尻沼部字早稲田61番地９
破産者　中村　弓子（旧姓藤沢）
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
宮城県栗原市一迫柳目字曽根要害67番地２
破産者　松田　エミ
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
神奈川県綾瀬市深谷3979番地１　パル・ヒルカワＢ202
破産者　鈴木　栄二
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４３号
横浜市港南区上大岡東１丁目40番５号
破産者　福島　　淳
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３７号
横浜市泉区中田北３丁目19番３号
破産者　松本　美夫
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７５号
川崎市高津区蟹ケ谷17番地２　フロンティア日吉706
破産者　片野　康男
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
岐阜県大垣市大池町16番地７
破産者　髙木　定代
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１６３８号
愛知県北名古屋市高田寺後明19番地　ガーデンシティ北名古屋403
破産者　高井　一陽
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９５号
名古屋市北区若葉通２丁目４番地　第３水光ビル601号
破産者　佐藤　亜希
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５１６号
愛知県小牧市小木５丁目250番地
破産者　高根　賢二
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２２号
愛知県春日井市大手町43番地２
破産者　廣田　邦雄
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部